

1	第1 本件条例案7条について
2	1 規制の対象となる図書類の範囲が広過ぎることが、表
3	現の自由との関係で問題となりうる。
4	ここでは、直接には規制図書類等を創作した表現者の「表
5	現の自由」の制約の可否が問題となっている(憲法21条1
6	項)。しかし、過度に広汎な規制のため文面上無効であると
7	の主張は、表現行為の萎縮を防ぐ必要から、規制図書類を
8	購入する側や販売等をする店舗も主張することができる。
9	そこで、本件条例案の規制目的から、写真や動画などの
10	画像だけでなく、漫画やアニメなど絵による描写も規制対象
11	に含むことが、過度に広汎といえるかを検討する。
12	2 過度に広汎な規制といえるかどうかは、規制目的と無
13	関係な表現が規制対象といえるかどうかで判断される。また、
14	広島市暴走族追放条例事件にあるように、合憲的な部分と
15	そうでない部分を分けて合憲的な部分に限定解釈できるよう
16	な場合には、過度に広汎というべきではない。
17	3 本件条例案の規制目的は、①青少年の健全な育成、
18	②羞恥心や不快感を覚えるような卑わいな書籍等を買うつも
19	りのない人たちの目にむやみに触れることがないようにする
20	こと、である(同1条)。
21	A市は、絵による描写でも、殊更に性的感情を刺激する類
22	のものがあ、普通の漫画と同じように書店などで陳列され、
23	子供が普通の漫画だと思って手に取って見てしまうので困る

1	という意見がある以上、規制対象に含めることは過度に広汎
2	とはいえないとの考えである。
3	これに対して、条例案に反対の意見の者からは、絵による
4	描写の場合、実写と異なり、性的感情を刺激する程度は異
5	なるという反論が想定される。
6	しかし、本件条例案7条は、殊更に性的感情を刺激する画
7	像又は凶画に限定して規制しているのであるから反論には
8	根拠はない。
9	したがって、A市のように過度に広汎であるとはいえず、さ
10	らなる合憲限定解釈を施すまでもない。
11	4 よって、本件条例案7条は表現の自由を侵害しない。
12	第2 本件条例案8条について
13	1 購入する側
14	(1) 青少年
15	ア 本件条例案8条は、青少年が規制図書類の購
16	入等を行うことを禁止しているため、青少年の知る自由との
17	関係で問題となりうる。
18	イ 青少年の知る自由は、表現の自由と表裏の関係
19	にあるため、憲法21条1項によって保障される。
20	ウ しかし、本件条例8条によって、制約されている。
21	エ 青少年は精神的に未熟であることから、他者加
22	害原理を基礎とする「公共の福祉」とは別に、自己加害原理
23	に基づく限定されたパターンリスティックな制約に服する。

1	そこで、青少年の保護という目的のため、より制限的でな
2	い他に選ぶ手段がないといえる場合には、制約は正当
3	化されると解する。
4	上述したように本件条例案の規制目的には青少年の保護
5	が含まれる。そして、日々発行される様々な出版物等を適切
6	に規制の対象とするためには、個別指定では不十分であり、
7	より制限的でない他に選ぶ手段はないとA市は考えてい
8	る。
9	これに対して、本件条例案に反対する意見の者からは、
10	審議会などの審議を経た上で個別に指定するという手段の
11	方が、知る権利にとってより制限的でない他に選ぶ手段
12	であるとの反論が想定される。
13	しかし、岐阜県青少年保護育成条例事件において述べら
14	れているように、個別指定がなされるまでの間に青少年らが
15	規制されるべき図書類の内容を知ってしまう可能性がある以
16	上、個別指定では目的を達成することができないといえる。
17	したがって、より制限的でない他に選ぶ手段はないと
18	いえ、規制は正当化される。
19	オ よって、本件条例案8条は青少年の知る自由を
20	侵害しない。
21	(2) 18歳以上
22	ア 本件条例案8条により、18歳以上の者が規制図
23	書類の購入等を行うことが難しくなるのであるから、18歳以

1	上の知る自由との関係で問題となりうる。
2	イ 18歳以上の知る自由も上述と同様に表現の自由
3	について定める憲法21条1項によって保障される。
4	ウ 本件条例案8条は、規制図書類の購入等をしにくく
5	しており、18歳以上の知る自由を制約している。
6	エ たしかに、本件条例案8条は18歳以上の規制
7	図書類の購入等を一切禁止しているわけではない。しかし、
8	知る自由は表現の自由との関係でも重要な権利であるため、
9	規制が正当化されるかは厳格に審査されるべきである。
10	そこで、規制目的が重要であり、より制限的でない他に選
11	びうる手段がない場合に限って正当化されると解する。
12	A市は、上述した規制目的2つはともに重要であり、より制
13	限的でない他に選びうる手段はないといえるので規制は正
14	当化されると考えている。
15	これに対して、本件条例案に反対する意見の者からは、
16	買うつもりのない人たちの目にむやみに触れることがないよ
17	うにするとという目的は重要ではなく、仮に重要であったとして
18	も、規制図書類の中身を見れなくして青少年に販売等しなけ
19	ればよいのであるから、より制限的でない他に選びうる手段
20	は存在するとの反論が想定される。
21	しかし、本件条例案の規制目的はともに重要であると解す
22	る。そして、これらの目的を達成するためには、性的感情を
23	刺激する表紙も含め店舗において青少年などの目に触れら

1	れないようにすることが必要である。また、上述のように、本
2	件条例案8条の規制の下でも18歳以上の知る自由が完全
3	に否定されているわけではなく、制約が強度とはいえない。
4	したがって、より制限的でない他に選ぶ手段が存在す
5	るとはいえない。
6	オ よって、本件条例案8条は18歳以上の知る自由
7	を侵害しない。
8	2 販売等をする店舗
9	(1) スーパーマーケットやコンビニエンスストアなどの店
10	舗
11	ア 本件条例案8条1項はこれらの店舗での規制図
12	書類の販売等を禁止するものであるから、これらの店舗の営
13	業の自由との関係で問題となりうる。
14	イ これらの店舗で規制図書類を販売等する自由も
15	職業選択遂行の自由である営業の自由として憲法22条1項
16	で保障される。
17	ウ 本件条例案8条1項はこれらの店舗の営業の自
18	由を制約する。
19	エ 営業の自由も重要な権利であり、改善命令(同9
20	条)や罰則(同10条)といった強力な規制もある以上、薬局
21	距離制限事件と同様に、規制目的が重要であり、より制限
22	的でない他に選ぶ手段がない場合に限って正当化され
23	ると解するべきである。

1	A市は、上述した2つの目的は重要であり、これらの店舗
2	の規制図書類の売上げが売上げ全体に占める割合は微々
3	たるものであることからすれば、より制限的でない他に選ぶ
4	る手段はないと考えている。
5	これに対して、本件条例案に反対する意見の者からは、
6	規制図書類の一切の販売等ができなくなることで集客に影
7	響がある以上、販売等を前提とする手段を採用すべきである
8	との反論が想定される。
9	しかし、上述したように性的感情を刺激する表紙もある以
10	上、販売等を前提とする方法では目的を達成できない。
11	したがって、より制限的でない他に選ぶる手段はない。
12	オ よって、本件条例案8条1項はこれらの店舗の営
13	業の自由を侵害しない。
14	(2) 規制区域となる場所で規制図書類を扱ってきた店舗
15	ア 本件条例案8条2項はこれらの店舗の規制図書
16	類の販売等を禁止しており、これらの店舗の営業の自由との
17	関係で問題となりうる。
18	イ これらの店舗が規制図書類を販売等する自由は
19	営業の自由で保障されている。
20	ウ 本件条例案8条2項は営業の自由を制約してい
21	る。
22	エ 約150店舗のうち、規制図書類の売上げが売上
23	げ全体の20パーセントを超えるのは、僅か10店舗に過ぎな

1
い。しかし、その10店舗からすれば営業の自由への制約は
2
大きい。そうであれば、目的が重要であり、より制限的でない
3
他に選ぶ手段がない場合に限って規制が正当化される
4
というべきである。

5
A市は、上述した2つの規制目的は重要であり、これらの
6
店舗が規制図書類の販売等を継続したいのであれば、条例
7
施行までの6か月間に店舗を移転すればよいことからすれば
8
制約の程度は大きくなく、より制限的でない他に選ぶ手
9
段があるとはいえないとの考えである。

10
これに対して、本件条例案に反対する意見の者からは、
11
規制図書類の販売等を前提とする手段によるべきであると
12
の反論が想定される。

13
しかし、青少年の生活圏での販売等の規制は目的達成の
14
ために合理性があり、上述したように表紙にも性的感情を刺
15
激するものもあることからすれば、販売を前提とする手段は
16
想定しがたく、より制限的でない他に選ぶ手段はないとい
17
える。

18
オ よって、本件条例案8条2項はこれらの店舗の営
19
業の自由を侵害しない。

20 (3) 書店やレンタルビデオ店

21
ア 本件条例案8条3項4項は、規制図書類を販売
22
等するためには、これらを隔離するために内装工事等をしな
23
ければならないとするため、これらの店舗の営業の自由との

1	関係で問題となりうる。
2	イ これらの店舗が規制図書類を販売等する自由は
3	営業の自由で保障されている。
4	ウ 本件条例案8条3項4項は営業の自由を制約し
5	ている。
6	エ 規制図書類を隔離さえすれば、従前どおり販売
7	等を継続できることからすれば、営業の自由に対する制約は
8	大きいとはいえない。そこで、目的が正当であり、手段が著し
9	く不合理であることが明白とはいえないければ規制は正当化さ
10	れると解する。
11	A市は、上述した規制目的は2つとも正当であり、手段も
12	著しく不合理であることが明白とはいえないと考えている。
13	これに対して、本件条例案に反対する意見の者からは、
14	書店やレンタルビデオ店に規制図書類が陳列されていること
15	は、目に触れたくない者にも理解されていることからすれば、
16	青少年への販売等さえ規制すればよく、これに加えて内装工
17	事等をしてまで隔離することを求めるのは、著しく不合理であ
18	ることが明白であるとの反論が想定される。
19	しかし、青少年に性的な刺激を与えないようにするために
20	は隔離は役立つものであり著しく不合理であることが明白と
21	はいえない。
22	オ よって、本件条例案8条3項4項はこれらの店舗
23	の営業の自由を侵害しない。 以上